

社会福祉法人坂城福祉会 役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人坂城福祉会（以下、「法人」という。）の定款第9条並びに第24条の規定及び評議員選任・解任委員会設置運営細則に基づき、役員等の報酬及び費用並びに退職慰労金に関する事項について定める。

（定義等）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任委員会外部委員と合わせて役員等という。
- （2）常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、週4日以上勤務する者をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- （3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の種類）

第3条 常勤役員に支給する報酬月額、別表1の金額の範囲で、評議員会で議決された額とする。

2 非常勤役員等に支給する報酬は、別表2で定める額とする。

3 役員退職慰労金は、別表3を基準に支給する。詳細は別に定める。

（当法人職員給与との併給）

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

（報酬の支払い方法等）

第5条 役員等の報酬は、その金額を現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

3 支払日は法人の職員給与規程に準ずるものとする。

（報酬の日割り計算等）

第6条 新たに常勤役員となった者には、その日から月額報酬を支給する。

2 常勤役員が離職した時は、その日まで月額報酬を支払う。

3 常勤役員が死亡した時は、その月まで月額報酬を支払う。

4 第1項で支給する場合であって、月の初日から支給しない場合またはその期間の末日まで支給しない場合の月額報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(その他 費用)

第7条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用のうち交通費（通勤費含む）及び旅費（宿泊費を含む）については職員給与規程並びに職員旅費規程を準用するものとする。

(公 表)

第8条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の議決を得て、理事長が別に定める。

(附 則)

(1) この規程は、平成29年4月 1日から適用する。

別表1 常勤役員の月額報酬

	理事長	常務理事	理事
月額報酬	500.000 円以内	350.000 円以内	300.000 円以内

別表2 非常勤役員等の報酬、費用

報酬

	報酬
理事	10.000 円
監事	10.000 円
評議員	10.000 円
評議員選任外部委員	5.000 円

※1 回の出務に対する額（出張、研修、監査等を含む）

費用

宿泊費	交通費
実費	実費

※ 職員旅費規程を準用

別表3 役員退職慰労金

常勤役員 報酬月額×在任年数×功績倍率

非常勤役員 10.000 円×在任年数